

国名	公園数	総面積	1公園あたり平均面積	指定根拠法制度	所管省庁	公園指定方法	国立公園内における保護及び利用の仕組み					民有地(私有地)の有無	土地、樹木等の管理	協働管理運営の実例	利用に関する受益者負担	
							根拠法	保護規制		利用計画及び施設整備						利用のコントロール
								内容	主体	内容	主体					
日本	29	2,088千ha	72千ha	自然公園法	環境省自然環境局国立公園課	環境大臣が指定(官報告示)	自然公園法	行為規制内容により、6類型に地域区分	[計画]:環境省 [運用]:環境省	・利用施設の配置計画 ・集団施設地区の設置 ・利用施設の整備 ・駐車場、車道、歩道、宿舎、休憩所、ビジターセンター、リフト、ロープウェイなど	[計画]:環境省 [整備]:国、地方公共団体、民間企業、個人	・マイカー規制 ・利用調整地区制度 [計画]:環境省 [実施]:環境省、地元団体	有 25.6%	土地所有者	・個別課題型協議会の設置(尾瀬) ・個別の課題ごとに協議会を設置し、ビジョンの進行・管理を実施 ・地域別協議会の設置(白山) ・公園内の地域ごとに分科会を設置し、啓発活動や受託事業を実施	施設利用協力金
韓国	20	66千ha	3千ha	自然公園法	環境部自然保全局自然資源課	環境部長官が指定	自然公園法	行為規制内容により、保全地区、環境地区、集落地区、文化遺産地区の4類型に地域区分	[計画]:環境部 [運用]:国立公園管理公団	・公園施設の配置計画 ・利用施設の整備 ・ビジターセンター、自然観察路、進入路、キャンプ場、山小屋、トイレなど	[計画主体]:環境部 [整備主体]:国立公園管理公団	・自然休息年制度 ・一定期間、人の出入り及び車の通行を制限し自然再生を推進 [計画]:環境部 [実施]:国立公園管理公団	有 39.1%	土地所有者	・公園管理協議会の運営 ・住民、自治体、宗教団体、学会等で構成され、公園管理について検討を実施 ・パートナーシッププログラム ・公園管理の利害関係者と、企業、大学などが協定を結び、共同調査や活動を実施	入場料(※文化遺産地区を通過する際に徴収)
アメリカ	55	21,216千ha	385千ha	各公園設置法(米国連邦法典に集約)	連邦内務省国立公園局	議会が各公園設置法を制定	ナショナルパークサービス設置法			・利用者収容力の策定 ・自然解説及び啓発活動 ・利用施設の整備 ・フロントカントリーとバックカントリーの2つに地域区分 ・ビジターセンター、キャンプ場、園地、歩道、車道、駐車場、休憩所、宿泊施設、レストラン、食料品店、銀行、バス	[計画]:各国立公園管理事務所及び地方事務所 [整備]:ビジターセンター、キャンプ場、園地、歩道、車道、駐車場等、公園利用に必要な施設 →国立公園管理事務所 レ스토랑、食料品店、銀行、バス運行 →民間企業	各国立公園ごとに、利用者の収容力を定め、人数を規制 [計画]:国立公園管理事務所及び地方事務所 [実施]:国立公園管理事務所	基本的に無	ナショナルパークサービス	・長期滞在型ボランティア(無償)による公園管理 ・植林作業、森林調査、野生生物調査、自然解説など実地作業 ・ビジターセンターでの共同管理 ・NGO団体がビジターセンターで物販。収益の一部を公園に寄付	入園料 年間パス\$50、 通常パス\$10
イギリス	13	1,627千ha	125千ha	国立公園及び地方アクセス法	環境食糧省	Natural EnglandもしくはThe Countryside Council For Walesが指定	都市農村計画法と環境法	・開発行為を全て許可制 ・環境保全農業地域(ESA)の指定 ・景観保全及び野生生物保護上、重要な地域内での農業の転換を奨励	[計画]:環境食糧省 [運用]:国立公園委員会	・地方計画に基づいて、公園内の総合計画を作成 ・利用施設の整備 ・ビジターセンター、インフォメーションセンター、キャンプ場、駐車場、歩道の補修など	[計画]:国立公園委員会 [整備]:ビジターセンター→国立公園委員会 インフォメーションセンター、キャンプ場、駐車場→地方自治体 歩道の補修など→ボランティア	有り 70.0%	土地所有者	・理事会組織の運営 ・国、地方自治体、教区の代表で構成され、住民が参加可能なフォーラムを開催し、国立公園管理計画の作成、計画実行及びモニタリングを実施 ・地元自治体、観光協会及び国立公園委員会のパートナーシップ インフォメーションセンターの運営	ナショナルトラスト所有地内で、一部入場料あり	
オーストラリア	6	2,129千ha	355千ha	環境保護及び生物多様性保全法	持続性・環境・水・人口・コミュニティ局パークスオーストラリア	政府がアボリジニに土地を返還し、アボリジニのランドトラストから、土地の長期リース(99年)契約	環境保護及び生物多様性保全法(1999年)	行為規制内容や保護目的により数地域に区分(各公園の計画により数も異なる)	[計画]:パークスオーストラリア、連邦政府保護地域委員会 [運用]:パークスオーストラリア、連邦政府保護地域委員会	・利用施設の整備 ・キャンプ場、遊歩道、トイレ、雑草管理	[計画]:連邦政府保護地域委員会、アボリジニのランドトラストやコミュニティ委員会 [整備]:パークスオーストラリア、外部許可団体	調査、商業目的の活動許可制 [計画]:パークスオーストラリア [整備]:パークスオーストラリア	有り(多くの土地がアボリジニ所有)	パークスオーストラリアとアボリジニ組織との共同管理	・管理委員会の設置 ・一部の公園において管理委員会を設置し、パークス・オーストラリアと共同で公園管理を実施	入園料(※価格は公園により異なる)
イタリア	24	1,466千ha	61千ha	保護区に関する枠組法	環境・国土海洋保全省	環境大臣の提案をふまえ、大統領令で設立	保護区に関する枠組法	行為規制内容により、完全保護区、保護指導地区、保護地域、経済社会促進地区の4つに地域区分	[計画]:公園局 [運用]:公園局	・公園計画の策定 ・利用施設の整備 ・ビジターセンター、インフォメーションオフィス、キャンプ場、博物館、歩道など	[計画主体]:公園局 [整備主体]:ビジターセンター、インフォメーションオフィス、キャンプ場、博物館、歩道など →公園局、地方自治体 歩道の一部はイタリア山岳会(CAI)が維持管理を実施	入場許可 完全保護区内の公衆利用について、許可を得た場合に制限している例あり。 [計画]:公園局 [実施]:公園局	有り	土地所有者	・公園共同体の設置 ・公園局の諮問機関として、地元自治体の長で構成され、公園計画、予算、規則等について意見聴取を実施 ・運営理事会の設置 ・各公園局の内部組織として、国、環境NGO、関係学会、公園共同体(地方自治体の長で構成)の指名者により構成され、公園の予算や計画案、規則について討議 ・地元の農業組合と公園局が提携し、地場産の野菜、果物の種の多様性について調査 ・酪農組合と公園局が提携し、子ども向けWEB版環境教育雑誌を発行	一部有料施設あり(博物館、歩道の一部等)
フランス	9	4,881千ha	542千ha	国立公園の設立に関する法律と環境法典	エコロジー・持続可能な発展・運輸・住宅省	政令で指定	国立公園憲章と政令(各国立公園ごとに定められる)	趣旨内容に応じて、中心地域(自然・文化・景観遺産の保全を目指す地域)、付帯地域(持続可能な発展を目指す地域)の2つに地域区分	[計画]:政府(エコロジー・持続可能な開発・運輸・住宅省) [運用]:公施設法人	・国立公園憲章及び付随する協定の策定 ・利用施設の整備 ・山小屋、ビジターセンター、歩道、観光案内所など	[計画主体]:公施設法人と地方自治体 [整備主体]: ＜中心地域＞山小屋、ビジターセンター、歩道 →公施設法人 ＜付帯地域＞観光案内所 →市町村 歩道 →トレッキング協会と県	完全保護区 中心地域内の一部において、公衆のアクセスを禁止 [計画]:政府(エコロジー・持続可能な開発・運輸・住宅省) [実施]:公施設法人	有り	土地所有者	・運営理事会の設置 ・各公施設法人に設置され、国、地方自治体の代表、学識経験者、公施設法人職員の代表により構成され、憲章案、予算、活動報告について審議 ・科学委員会、経済社会文化委員会の設置 ・各公園ごとに専門家や地元関係者で構成される諮問機関で、憲章の実施、自然・文化・景観遺産の保全、教育、地域活性化等を審議 ・農業会議所と公施設法人が提携し、公園地域内での環境保全型農業の診断を確立 ・環境保護団体と公施設法人が提携し、フィールドの動植物等の目録作成 ・環境保護団体と農村民宿団体、公施設法人が協力し、環境に配慮した民宿を認定、WWFのHPIにて広報	駐車場料金